

監査告示第3号

令和6年2月28日

鹿児島市監査委員	宮之原	賢
同	小迫	義仁
同	大園	たつや
同	米山	たいすけ

令和5年度第2回財政援助団体等監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体

ア 社会福祉法人愛心会

所在地 鹿児島市下福元町9057番地

区分 補助金等交付団体

補助金等の名称 軽費老人ホーム事務費補助金（所管課：長寿あんしん課）

補助金の交付額 49,913,112円（令和4年度決算額）

イ 社会福祉法人旭生会

所在地 鹿児島市平川町1382番地

区分 補助金等交付団体

補助金等の名称 軽費老人ホーム事務費補助金（所管課：長寿あんしん課）

補助金の交付額 16,172,566円（令和4年度決算額）

ウ 社会福祉法人鶴陽会

所在地 鹿児島市山田町2017番地1

区分 補助金等交付団体

補助金等の名称 軽費老人ホーム事務費補助金（所管課：長寿あんしん課）

補助金の交付額 16,748,464円（令和4年度決算額）

エ 社会福祉法人光樹会

所在地 鹿児島市下荒田4丁目48番30号

区分 補助金等交付団体

補助金等の名称 軽費老人ホーム事務費補助金（所管課：長寿あんしん課）

補助金の交付額 20,628,044円（令和4年度決算額）

オ 社会福祉法人ちどり福祉会

所在地 鹿児島市下荒田2丁目7番2号

区分 補助金等交付団体

補助金等の名称 軽費老人ホーム事務費補助金（所管課：長寿あんしん課）

補助金の交付額 29,032,420円（令和4年度決算額）

カ 社会福祉法人陵風会

所在地 鹿児島市西陵1丁目43番1号

区分 補助金等交付団体

補助金等の名称 軽費老人ホーム事務費補助金（所管課：長寿あんしん課）

補助金の交付額 36,528,349円（令和4年度決算額）

キ 社会福祉法人陽光会

所在地 鹿児島市川上町46番地

区分 補助金等交付団体

補助金等の名称 軽費老人ホーム事務費補助金（所管課：長寿あんしん課）

補助金の交付額 22,519,090円（令和4年度決算額）

ク 社会福祉法人喜入会

所在地 鹿児島市喜入前之浜町7788番地

区分 補助金等交付団体

補助金等の名称 軽費老人ホーム事務費補助金（所管課：長寿あんしん課）

補助金の交付額 14,214,260円（令和4年度決算額）

ケ 医療法人康成会

所在地 鹿児島市草牟田1丁目4番7号

区分 補助金等交付団体

補助金等の名称 軽費老人ホーム事務費補助金（所管課：長寿あんしん課）

補助金の交付額 15,285,820円（令和4年度決算額）

コ 社会福祉法人恩賜財団済生会支部鹿児島県済生会

所在地 鹿児島県薩摩川内市原田町2番46号

区分 補助金等交付団体

補助金等の名称 軽費老人ホーム事務費補助金（所管課：長寿あんしん課）

補助金の交付額 27,151,148円（令和4年度決算額）

サ 社会福祉法人寿康会

所在地 鹿児島市本名町234番地

区分 補助金等交付団体

補助金等の名称 軽費老人ホーム事務費補助金（所管課：長寿あんしん課）

補助金の交付額 30,383,450円（令和4年度決算額）

シ 社会福祉法人保暢会

所在地 鹿児島市照国町3番26号

区分 補助金等交付団体

補助金等の名称 軽費老人ホーム事務費補助金（所管課：長寿あんしん課）

補助金の交付額 27,584,491円（令和4年度決算額）

ス 社会福祉法人鹿児島虹の福祉会

所在地 鹿児島市中山町5028番地80

区分 補助金等交付団体

補助金等の名称 軽費老人ホーム事務費補助金（所管課：長寿あんしん課）

補助金の交付額 13,699,534円（令和4年度決算額）

セ 公益社団法人鹿児島市シルバー人材センター

所在地 鹿児島市天保山町1番1号

区分

(ア) 補助金等交付団体

補助金等の名称 高年齢者就業機会確保事業等補助金（所管課：雇用推進課）

補助金の交付額 60,377,733円（令和4年度決算額）

(イ) 公の施設の指定管理者

施設名

a 鹿児島市さくらじま白浜温泉センター（所管課：健康総務課）

委託費の額 32,839,400円（令和4年度決算額）

b 鹿児島市すこやかランド石坂の里（所管課：長寿支援課）

委託費の額 3,863,200円（令和4年度決算額）

c 市営東千石自転車等駐車場、市営山之口自転車等駐車場及び市営中町自転車等駐車場（所管課：道路管理課）

委託費の額 44,471,900円（令和4年度決算額）

ソ 株式会社まちづくり鹿児島

所在地 鹿児島市東千石町1番38号 アイムビル13階

区分 出資団体

出資金の名称 株式会社まちづくり鹿児島出資金（所管課：産業政策課）

出資金の額 4,000,000円

(2) 対象範囲

原則として令和4年度に執行された事業又は業務

4 監査の着眼点

令和4年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われているかを、出資団体については、事業が出資目的に沿って適正に運営されているかを、公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われているかを監査した。

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局、監査対象局部課及び団体の執務室、監査対象となる公の施設

(2) 実施日程

令和5年11月30日から令和6年2月28日まで

7 監査執行上の除斥

米山たいすけ監査委員は、社会福祉法人愛心会の監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥された。

8 監査の結果

各団体の監査結果は次のとおりであった。

(1) 社会福祉法人愛心会（補助金等）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

(2) 社会福祉法人旭生会（補助金等）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

(3) 社会福祉法人鶴陽会（補助金等）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

(4) 社会福祉法人光樹会（補助金等）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

(5) 社会福祉法人ちどり福祉会（補助金等）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

(6) 社会福祉法人陵風会（補助金等）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

(7) 社会福祉法人陽光会（補助金等）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

(8) 社会福祉法人喜入会（補助金等）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

(9) 医療法人康成会（補助金等）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

(10) 社会福祉法人恩賜財団済生会支部鹿児島県済生会（補助金等）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

(11) 社会福祉法人寿康会（補助金等）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

(12) 社会福祉法人保暢会（補助金等）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

(13) 社会福祉法人鹿児島虹の福祉会（補助金等）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

[意見]

- ・ 軽費老人ホーム事務費補助金については、平成25年度の包括外部監査において、実績報告時に提出される収支決算書が「見込み」決算となっているため、確定決算値が補助金に反映される何らかの仕組みが必要であるとの意見が出され、長寿あんしん課は確定した決算書を提出させていたものの、確定決算と見込決算の比較などの精査は行っていなかった。

また、拠点区分（サービス区分）間繰入金支出について、要綱の改正を行い対象となる経費を明示していたものの、補助金額に影響は無いが、補助対象経費とすべきでないと思われるものも見受けられたことから、補助対象経費であるか判断するため、明細等の提出を求めるなど適切な対応に努められたい。

さらに、補助金額の決定に影響のある利用者の収入認定の方法について、マニュアルの周知徹底など、あらためて補助金交付団体に対する確な助言・指導にあたるとともに、適正な補助事業の執行に努められたい。（長寿あんしん課）

(14) 公益社団法人鹿児島市シルバー人材センター（補助金等、公の施設の指定管理者）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正になされていると認めた。

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿っておおむね適正に行われていたが、一部に改善を要する事項があった。

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市すこやかランド石坂の里条例施行規則第2条によると、指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用については、同規則第5条第1項及び第3項中「市長」とあるのは、「指定管理者」とするとされていることから、施設を使用しようとするときは、鹿児島市すこやかランド石坂の里使用許可申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならないが、指定管理者は、許可をしたときは、当該許可をしたものに対し、鹿児島市すこやかランド石坂の里使用許可書を交付するとなっているが、使用許可申請書の宛名及び使用許可書の許可者が指定管理者となっていないかった。また、使用許可申請書及び使用許可書について、規則に定める様式と異なる様式を使用していた。（公益社団法人鹿児島市シルバー人材センター）
- ・ 鹿児島市会計規則第32条第4項によると、収入事務受託者は歳入を収納したときは、市から交付された現金領収帳により、あらかじめ会計管理者及び主管課長に届け出た印を押した現金領収証書を納入者に交付しなければならないとされているが、市営東千石自転車等駐車場、市営山之口自転車等駐車場、市営中町自転車等駐車場において、納入者に対し、市販の領収書を交付したものが45件あった。（公益社団法人鹿児島市シルバー人材センター）
- ・ 鹿児島市会計規則第32条第6項によると、収入事務受託者は収納した現金の払込みをしたときは、即日、受託収納内訳書及び関係書類を主管課長に送付しなければならないとなっているが、市営山之口自転車等駐車場及び市営中町自転車等駐車場において、一時利用で入場し長期間駐車した分の駐車料金について確認できる現金領収証書等を送付していなかった。（公益社団法人鹿児島市シルバー人材センター）
- ・ 鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例施行規則第2条によると、指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用については、同規則第3条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とするとされていることから、有料市営自転車等駐車場の定期利用の許可を受けようとする者は、定期利用申請書を指定管理者に提出しなければならないとなっているが、使用許可申請書の宛名が指定管理者となっていないかった。また、使用許可申請書について、規則に定める様式と異なる様式を使用していた。（公益社団法人鹿児島市シルバー人材センター）
- ・ 鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例第11条第1項に、「有料市営自転車等駐車場を定期利用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければな

らない」とあり、また、同条例施行規則第3条第1項によると、有料市営自転車等駐車場の定期利用の許可を受けようとする者は、定期利用申請書を市長に提出しなければならないとなっているが、市営山之口自転車等駐車場において、当初申請時は申請者が利用申請書を記載していたものの、2回目以降の利用申請時は指定管理者がパソコンで利用申請書を作成し、申請者による申請者欄等への記載がなされていなかった。(公益社団法人鹿児島市シルバー人材センター)

- ・ 鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例第15条に「市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる」とあり、また、鹿児島市決裁規程第18条第1項第6号によると、定まった標準による使用料及び手数料の減免に関することは、課長の専決事項となっているが、市営東千石自転車等駐車場、市営山之口自転車等駐車場、市営中町自転車等駐車場における定期利用の駐車料金について、課長の決裁がないまま減免を行っていた。(道路管理課)
- ・ 鹿児島市会計規則第32条第6項によると、収入事務受託者は収納した現金の払込みをしたときは、即日、受託収納内訳書及び関係書類を主管課長に送付しなければならないが、主管課長は、収納金について、関係書類により検査確認しなければならないとなっているが、市営山之口自転車等駐車場及び市営中町自転車等駐車場において、一時利用で入場し長期間駐車した分の駐車料金について確認できる現金領収証書等を求めず、検査確認を怠っていた。(道路管理課)

(15) 株式会社まちづくり鹿児島（出資金）

出資金については、事業運営が出資目的に沿って適正になされていると認めた。

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区 分	基 準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの